

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監５の第１号
監 査 の 対 象：令和４年度監査委員監査 大阪港湾局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行
所 管 所 属：大阪港湾局
通知を受けた日：令和５年12月４日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)																																													
1	請負工事における安全管理を徹底するよう改善を求めたもの（施工フェーズ） 請負工事の完成図書（工事写真）を確認したところ、以下に示すとおり、受注者が実施する安全対策に不備が検出された。 <table><tr><th></th><th>検出事項</th><th>具体的な状況</th><th>該当 件数</th></tr><tr><td>1</td><td>高所作業における安全確保の不備</td><td>墜落制止用具（安全帯）を装着していたが、親綱等にフックをかけるていなかった。</td><td>5</td></tr><tr><td>2</td><td>掘削作業に対する安全確保の不備</td><td>掘削深度に応じて適切な土留工を行っていなかった。</td><td>1</td></tr><tr><td>3</td><td>酸素欠乏等危険作業における安全確保の不備</td><td>換気ダクト管が機能欠乏等危険作業場所（ハンドホール内）に適切に配管されていなかった。</td><td>1</td></tr><tr><td>4</td><td>クレーン作業に対する安全確保の不備</td><td>吊り荷の下に作業員が立ち入っていた。</td><td>3</td></tr><tr><td>5</td><td>建設機械等の作業区域における安全確保の不備</td><td>作業区域が工事看板等で明示されていない、安全バー等で区画されていない。</td><td>3</td></tr><tr><td>6</td><td>警戒区域における安全確保の不備</td><td>警戒要員の船名、配置状況、乗組員数、警戒要員受難時の携帯物の未確認。</td><td>4</td></tr><tr><td>7</td><td>ガス溶接等作業に対する安全確保の不備</td><td>保護メガネ（遮光）が未装着。</td><td>1</td></tr><tr><td>8</td><td>化学物質（アルカリ性）取扱いに対する安全確保の不備</td><td>保護具の未装着。</td><td>1</td></tr></table> また、施工期間中に受注者により実施される作業員への安全訓練の実施状況を確認したところ、以下に示すとおり、不備が検出された。 <table><tr><th></th><th>検出事項</th><th>該当 件数</th></tr><tr><td>1</td><td>安全教育への下請負業者の不参加</td><td>5</td></tr><tr><td>2</td><td>安全教育の開催が必要な月次での未実施</td><td>2</td></tr></table> 〔指摘事項 1〕 大阪港湾局（監督担当）は、安全意識を更に高めて請負工事の安全管理を徹底するため、関係法令に基づき確認すべき項目を検討し、現場巡視時に必要となる確認項目について具体的に監督マニュアルに記載すること。 また、その記載した事項を関係職員に周知を図り、工事現場の安全管理を徹底し、確認結果を都度記録に残すこと。		検出事項	具体的な状況	該当 件数	1	高所作業における安全確保の不備	墜落制止用具（安全帯）を装着していたが、親綱等にフックをかけるていなかった。	5	2	掘削作業に対する安全確保の不備	掘削深度に応じて適切な土留工を行っていなかった。	1	3	酸素欠乏等危険作業における安全確保の不備	換気ダクト管が機能欠乏等危険作業場所（ハンドホール内）に適切に配管されていなかった。	1	4	クレーン作業に対する安全確保の不備	吊り荷の下に作業員が立ち入っていた。	3	5	建設機械等の作業区域における安全確保の不備	作業区域が工事看板等で明示されていない、安全バー等で区画されていない。	3	6	警戒区域における安全確保の不備	警戒要員の船名、配置状況、乗組員数、警戒要員受難時の携帯物の未確認。	4	7	ガス溶接等作業に対する安全確保の不備	保護メガネ（遮光）が未装着。	1	8	化学物質（アルカリ性）取扱いに対する安全確保の不備	保護具の未装着。	1		検出事項	該当 件数	1	安全教育への下請負業者の不参加	5	2	安全教育の開催が必要な月次での未実施	2	・ 請負工事における安全管理の不徹底により、事故等が発生することで、市民や工事関係者の安全・安心を確保できないリスク及び本市の信用が失墜するリスク、事故等の発生により工事目的物の完成が遅延することで、市民生活に影響を及ぼすリスクがあることを令和4年11月2日の課内会議で監督職員から関係職員へ周知した。 また、監督員から契約中の各受注者に対し安全対策の見直しや徹底など、安全確保へのより一層の意識向上を図るよう令和4年11月25日までに通知した。 ・ 各補助監督職員が協議を行い、関係法令に基づく確認項目を検討、リスト化し、チェックリストを策定し、令和5年3月27日に4月に開催する課内会議に先立ち関係職員へ資料配布並びに口頭で説明を行った。チェックリストを監督マニュアルに掲載し、監督職員から関係職員に対し、令和5年4月5日の課内会議で改めて周知した。 ・ 令和5年4月1日から運用を開始し、令和5年9月30日まで経過観察を行い、運用によりチェックリストの各項目の適正確認を行うとともに、問題なくチェックリストが利用できるものとして確認し、確認結果の記録についてはチェックリスト綴りとして保管している。	措置済	令和5年9月30日
	検出事項	具体的な状況	該当 件数																																														
1	高所作業における安全確保の不備	墜落制止用具（安全帯）を装着していたが、親綱等にフックをかけるていなかった。	5																																														
2	掘削作業に対する安全確保の不備	掘削深度に応じて適切な土留工を行っていなかった。	1																																														
3	酸素欠乏等危険作業における安全確保の不備	換気ダクト管が機能欠乏等危険作業場所（ハンドホール内）に適切に配管されていなかった。	1																																														
4	クレーン作業に対する安全確保の不備	吊り荷の下に作業員が立ち入っていた。	3																																														
5	建設機械等の作業区域における安全確保の不備	作業区域が工事看板等で明示されていない、安全バー等で区画されていない。	3																																														
6	警戒区域における安全確保の不備	警戒要員の船名、配置状況、乗組員数、警戒要員受難時の携帯物の未確認。	4																																														
7	ガス溶接等作業に対する安全確保の不備	保護メガネ（遮光）が未装着。	1																																														
8	化学物質（アルカリ性）取扱いに対する安全確保の不備	保護具の未装着。	1																																														
	検出事項	該当 件数																																															
1	安全教育への下請負業者の不参加	5																																															
2	安全教育の開催が必要な月次での未実施	2																																															

指摘No.	指摘等の概要				措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)																																		
2（１）	請負工事における履行確認の徹底について（施工フェーズ及び検査フェーズ） （１）監督職員による履行確認について改善を求めたもの 施工計画書及び品質・出来形管理報告書等を確認したところ、以下に示すとおり、履行確認の不足や履行状況の不備、不足が検出された。																																								
	<table><tr><th>検出事項</th><th>検出内容</th><th>具体的内容</th><th>該当件数</th></tr><tr><td rowspan="3">施工計画書の確認不足</td><td rowspan="3">施工計画書に記載内容の不足が確認された。</td><td>施工方法の記載内容に不足があった。</td><td>6</td></tr><tr><td>建設副産物処理の記載内容に不足があった。</td><td>4</td></tr><tr><td>安全管理の記載内容に不足があった。</td><td>5</td></tr><tr><td rowspan="4">施工管理報告（品質、出来形）の確認不足</td><td rowspan="2">施工管理報告書の記載内容の不足があった。</td><td>不可視となる出来形を証明する写真に不足があった。</td><td>5</td></tr><tr><td>使用材料の品質を証明する写真が不足していた。</td><td>5</td></tr><tr><td rowspan="2">提出された工事写真に不足があった。</td><td>休日・夜間施工実施報告書に写真が添付されていなかった。</td><td>1</td></tr><tr><td>鉄骨工事の製作、建て方に関する検査報告書が提出されていなかった。</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="3">受注者の提出書類の確認不足</td><td rowspan="2">必要な工事関係書類が作成されていなかった。</td><td>建設系廃棄物搬入集計表が作成されていなかった。</td><td>7</td></tr><tr><td>安全教育について下請業者が不参加であった。</td><td>7</td></tr><tr><td rowspan="2">提出書類に不足があった。</td><td>施工図のデータが提出されていなかった。</td><td>1</td></tr><tr><td>保証書が提出されていなかった。</td><td>1</td></tr></table>							検出事項	検出内容	具体的内容	該当件数	施工計画書の確認不足	施工計画書に記載内容の不足が確認された。	施工方法の記載内容に不足があった。	6	建設副産物処理の記載内容に不足があった。	4	安全管理の記載内容に不足があった。	5	施工管理報告（品質、出来形）の確認不足	施工管理報告書の記載内容の不足があった。	不可視となる出来形を証明する写真に不足があった。	5	使用材料の品質を証明する写真が不足していた。	5	提出された工事写真に不足があった。	休日・夜間施工実施報告書に写真が添付されていなかった。	1	鉄骨工事の製作、建て方に関する検査報告書が提出されていなかった。	2	受注者の提出書類の確認不足	必要な工事関係書類が作成されていなかった。	建設系廃棄物搬入集計表が作成されていなかった。	7	安全教育について下請業者が不参加であった。	7	提出書類に不足があった。	施工図のデータが提出されていなかった。	1	保証書が提出されていなかった。	1
	検出事項	検出内容	具体的内容	該当件数																																					
	施工計画書の確認不足	施工計画書に記載内容の不足が確認された。	施工方法の記載内容に不足があった。	6																																					
			建設副産物処理の記載内容に不足があった。	4																																					
			安全管理の記載内容に不足があった。	5																																					
	施工管理報告（品質、出来形）の確認不足	施工管理報告書の記載内容の不足があった。	不可視となる出来形を証明する写真に不足があった。	5																																					
			使用材料の品質を証明する写真が不足していた。	5																																					
		提出された工事写真に不足があった。	休日・夜間施工実施報告書に写真が添付されていなかった。	1																																					
			鉄骨工事の製作、建て方に関する検査報告書が提出されていなかった。	2																																					
受注者の提出書類の確認不足	必要な工事関係書類が作成されていなかった。	建設系廃棄物搬入集計表が作成されていなかった。	7																																						
		安全教育について下請業者が不参加であった。	7																																						
	提出書類に不足があった。	施工図のデータが提出されていなかった。	1																																						
保証書が提出されていなかった。		1																																							
[指摘事項 2（１）] 大阪港湾局（監督担当）は、受注者から提出される施工計画書や品質・出来形管理報告書の記載内容に不備、不足がないか確認するため、チェックリストの作成など仕組みを整備した上で、適切に履行確認するとともに、問題があれば受注者に対して速やかに改善指示を発出すること。																																									

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2 (2)	請負工事における履行確認の徹底について（施工フェーズ及び検査フェーズ） （２）検査職員による履行確認について改善を求めたもの 完成検査の記録を確認したところ、港湾局請負工事等検査マニュアル（以下「検査マニュアル」という。）で定めている検査記録書に、施工計画書など提出資料の不備、不足についての検査指摘事項が記載されていなかった。 その他にも、以下の項目について検査の不備を確認した。 - 品質・出来形管理報告書に不備があったものについて、検査記録書に具体的な検査指摘内容が記載されていなかったもの - 書類が提出されているにもかかわらず、検査記録書に添付されている工事検査シートにチェックがないもの [指摘事項 2 (2)] 大阪港湾局（検査担当）は、工事目的物の出来形や品質を適正に確認するため、検査記録書について、提出書類の内容を確認できるようにする等、様式見直しも含め、検査マニュアルを改訂し、関係職員に周知し、検査記録書を都度残して検査を実施すること。	・各検査担当職員が協議を行い、「検査記録書」改定案を検討し、提出書類の有無だけでなく、不備などの内容についても確認できるよう様式を変更するとともに、年度末の検査が集中する令和５年３月20日に検査職員への研修を行い、以降の検査から暫定的に運用を開始した。そのうえで、「検査記録書」の様式を定める「港湾局請負工事等検査マニュアル」について令和５年４月１日に改訂を行い、同日から本格運用を行うとともに、「検査記録書」を使用して検査を実施し令和５年９月30日まで経過観察を行い、適切に利用できることを確認した。	措置済	令和５年９月30日
3	産業廃棄物等の処理について適正に実施するよう改善を求めたもの（施工フェーズ） 請負工事における産業廃棄物の処理手続について、書類等を確認した結果、以下のとおり不備が検出された。 （１）manifestの未交付 - 地盤改良工に伴って発生した排出汚泥について、工事場所から夢洲一時保管場所を経由し中間処分場への搬出を行ったが、工事場所から夢洲一時保管場所までの運搬に係るmanifestが交付されていなかった。 - 補修工事に伴って発生した撤去品については、産業廃棄物として適正に処分されていたが、撤去品から抜き取った廃油については、運搬及び処分に係るmanifestの交付が確認できなかった。 （２）産業廃棄物の運搬基準の不備 - 工事写真を確認したところ、廃棄物処理法施行令第6条の1イに基づく「産業廃棄物収集運搬車」の表示がない車両で、産業廃棄物の運搬を行っていた。 （３）大阪港湾局で規定する提出書類の不備 - 大阪港湾局工事共通仕様書に規定されている「建設系廃棄物搬入集計表」を提出させていなかった。 [指摘事項 3] 大阪港湾局（監督担当）は、請負工事における産業廃棄物の処理について、関係法令に基づき確認すべき項目を検討し、必要となる項目について具体的に監督マニュアルに記載すること。 また、関係職員に周知を図り、確認結果を都度記録に残すこと。	・各補助監督職員が協議を行い、廃棄物処理法および関係法令にかかる確認項目を整理するとともに、確認項目を記載したチェックリストを策定し、令和５年３月27日に４月に開催する課内会議に先立ち関係職員へ資料配布並びに口頭で説明を行った。チェックリストを監督マニュアルに記載し、監督職員から関係職員に対し、令和５年４月５日の課内会議で改めて周知した。 ・令和５年４月１日から運用を開始し、令和５年９月30日まで経過観察を行い、運用によりチェックリストの各項目の適正確認を行うとともに、問題なくチェックリストが利用できるものとして確認し、確認結果の記録についてはチェックリスト綴りとして保管している。	措置済	令和５年９月30日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)															
4	石綿（アスベスト）の除去作業を適正に実施するよう改善を求めたもの（施工フェーズ） 石綿の除去作業が実施された常吉臨港緑地東便所改修工事（抽出番号11）の提出書類を確認したところ、外壁部分の石綿含有仕上塗材の除去作業に関して、作業計画及び作業完了報告書が提出されていなかった。 [指摘事項 4] 大阪港湾局（監督担当）は、石綿の除去作業に係る業務を適正に実施するため、作業計画及び作業完了報告書などの提出書類を確認するチェックリストの作成など仕組みを構築し、それを活用して、確認結果を都度記録に残すこと。	・ 建築担当職員が協議を行い、石綿の除去にかかる業務を適正に実施するため作業計画書及び作業完了報告書などの提出書類を確認しなければならない項目を検討し、チェックリストを策定し、令和5年3月30日に4月に開催する課内会議に先立ち関係職員へ資料配布並びに口頭で説明を行った。監督職員から関係職員に対し、令和5年4月20日の課内会議において改めて周知した。 ・ 令和5年4月1日から令和5年9月30日まで経過観察として運用し、石綿の除去にかかる工事について契約後にチェックリストを用いて提出書類の確認を行うとともに、問題なくチェックリストが利用できるものとして確認した。また、確認結果の記録については関係書類とともに保管している。	措置済	令和5年9月30日															
5	請負工事等に対する設計変更を適切に取り扱うよう改善を求めたもの（施工フェーズ） 請負契約に係る書類等を確認したところ、以下に示すとおり、設計変更手続に関する不備が検出された。 <table><thead><tr><th></th><th>検出事項</th><th>該当 件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>請負工事の設計変更や工期延期に関して、手続に必要な書類に不足があった。</td><td>12</td></tr><tr><td>2</td><td>業務委託の設計変更や工期延期に関して、仕様書で規定されている変更手続きに必要な書類に不足があった。</td><td>3</td></tr><tr><td>3</td><td>重変に区分される設計変更について、設計変更指示から契約変更に9か月を要していた。</td><td>1</td></tr><tr><td>4</td><td>請負金額の変更を伴う設計変更をすべき事項について、契約事務手続ができていなかった。</td><td>2</td></tr></tbody></table> [指摘事項 5] 1. 大阪港湾局は、請負工事契約における設計変更手続において、設計変更協議書等、必要な様式を定めること。 2. 大阪港湾局は、請負契約における設計変更の適正性・妥当性を確保するため、設計変更手続フローを作成し要領に記載すること。また、関係職員に周知を図り、それを活用して設計変更手続を行うこと。		検出事項	該当 件数	1	請負工事の設計変更や工期延期に関して、手続に必要な書類に不足があった。	12	2	業務委託の設計変更や工期延期に関して、仕様書で規定されている変更手続きに必要な書類に不足があった。	3	3	重変に区分される設計変更について、設計変更指示から契約変更に9か月を要していた。	1	4	請負金額の変更を伴う設計変更をすべき事項について、契約事務手続ができていなかった。	2	【1】 ・ 請負工事契約における設計変更手続において、設計変更実施通知書等の設計変更に必要な様式の検討を行い、令和5年2月末までに必要な様式等を作成した。また、年度末工期の設計変更が集中する令和5年3月1日までに関係課宛てに文書で通知を行った。 【2】 ・ 契約図書で規定している事項を適切に実行するため、設計変更要領の見直しを行い、合わせて必要な様式を策定するとともに、要領を掲載している「工事執務必携」を令和5年4月1日に改訂した。令和5年4月27日に研修を実施し設計変更手続の運用について関係職員への周知を図るとともに、令和5年9月30日まで経過観察を行い、適切に設計変更業務が実行できることを確認した。	措置済 措置済	令和5年3月1日 令和5年9月30日
	検出事項	該当 件数																	
1	請負工事の設計変更や工期延期に関して、手続に必要な書類に不足があった。	12																	
2	業務委託の設計変更や工期延期に関して、仕様書で規定されている変更手続きに必要な書類に不足があった。	3																	
3	重変に区分される設計変更について、設計変更指示から契約変更に9か月を要していた。	1																	
4	請負金額の変更を伴う設計変更をすべき事項について、契約事務手続ができていなかった。	2																	

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
6	設計基準の遵守について改善を求めたもの（設計フェーズ） ・ 建築工事設計 常吉臨港緑地東便所改修その他工事（抽出番号11）及びその設計業務委託（抽出番号30）の設計資料を確認したところ、要綱の技術的細目に規定されている、「男女別の標示」及び「車いす使用者が利用可能な便所は、だれが使用してもよいこと」の標示について、点字表示がなされていなかった。また、入口付近に便所の配置を示す触知図案内板が設置されていなかった。 ・ 電気設備工事設計 鶴町受変電設備外改修工事（抽出番号21）において、構内の埋設配管工事について、埋設深さの基準を建築設備設計基準及び内線規程（舗装の下面から0.3m以上）を適用せず、大阪港湾局の公道でのルール（地表面から車道であれば1.2m以上、歩道であれば0.6m以上）を適用していた。また、そのルールについては、内規として根拠等を整理して明文化されていなかった。 [指摘事項6] 1. 大阪港湾局（設計担当）は、法令や設計基準を遵守することを設計担当者に徹底させるとともに、設計照査で「適用した法令や設計基準」どおり設計されているか確認できるよう、チェックリスト等を作成し、それを活用して設計照査を実施すること。 2. 大阪港湾局（設計担当）は、法令や設計基準によらず独自基準を適用する場合には、根拠を整理して内規として明文化し、関係職員に周知を図り設計を実施すること。	・ 設計基準を遵守しないことにより適切な施設設計を行うことができず、工事目的物の性能不足や過度な施設整備となることにより、対策費用の追加支出や不要な工事費の支出による損害が生じるリスクがあることについて関係職員に対し令和4年11月17日までに周知した。 【1】 ・ 各補助監督職員が協議を行い確認項目を検討し、チェックリストを策定し、令和5年3月30日に4月に開催する課内会議に先立ち関係職員へ資料配布並びに口頭で説明を行った。監督職員から関係職員に対し、令和5年4月20日の課内会議にて改めて周知した。また、令和5年4月1日から令和5年9月30日まで設計照査で運用しながら経過観察を行い、適切に活用できることを確認した。（参考：令和5年3月6日 常吉臨港緑地東便所の点字表示及び触知図案内板設置済み） 【2】 ・ 地中埋設配管の深さについて大阪港湾局の内規として策定し、令和5年3月8日に関係職員宛てに説明資料を配布し、令和5年3月22日の課内定例会にて周知を行った。また、令和5年3月8日から令和5年9月30日まで設計業務で運用し、問題なく設計業務において適切に利用できるものとして確認した。	措置済	令和5年9月30日
7	工事数量の集計方法の共有について是正を求めたもの（施工フェーズ） 大阪港湾局発注工事では、工事数量の集計方法を定めているが、本市監督職員が監督業務を行うに当たり活用する工事執務必携（大阪港湾局）に掲載しているだけであり、受注者に対して共有できていない。 [指摘事項7] 大阪港湾局は、局で作成、活用されている工事数量の集計方法について検討し、発注者、受注者双方で共有するために、共通仕様書などの設計図書に記載し受注者と共有すること。	・ 他港及び他局の数量集計方法の設定及び公表状況を確認し、その結果を踏まえ大阪港湾局の数量集計方法を検討した。 ・ 局内において、工事数量集計方法について調整を行った結果、積算基準書の改訂時期に合わせ、令和5年5月1日に「大阪港土木工事積算基準書」及び「大阪港湾局 工事数量算出要領（案）」として改訂し、ホームページでの公表を行った。なお、今回の工事標準共通仕様書で改定するまでの間は、特記仕様書において対応していく。	措置済	令和5年5月1日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)												
8	積算業務における見積りを適正に実施するよう改善を求めたもの（積算フェーズ） 積算業務における見積徴取や単価決定に係る資料を確認した結果、以下に示すとおり、積算の不備が検出された。 <table><tr><td></td><td>検出事項</td><td>該当件数</td></tr><tr><td>1</td><td>設計仕様と異なる見積書が提出され、その見積金額を積算計上していた。</td><td>1</td></tr><tr><td>2</td><td>本市基準による積算を行わず、見積徴取による金額を積算計上していた。</td><td>2</td></tr><tr><td>3</td><td>複数者に見積徴取していたが、仕様が異なるもので比較していた。</td><td>2</td></tr></table> また、上記図表のほかに、見積徴取に当たっての見積依頼書等の不備や、徴取した見積書に見積有効期限等が不足していた状況など、手続上の不備が検出された。 [指摘事項 8] 大阪港湾局（設計担当）は、設計内容に即した見積徴取を行い、適正な価格により積算が実施できるように、見積徴取時の確認事項をリスト化し、それを活用して積算照査を実施すること。		検出事項	該当件数	1	設計仕様と異なる見積書が提出され、その見積金額を積算計上していた。	1	2	本市基準による積算を行わず、見積徴取による金額を積算計上していた。	2	3	複数者に見積徴取していたが、仕様が異なるもので比較していた。	2	・積算業務が適正に行われないことにより、正しい予定価格を設定することができず、最適な落札者を選定することができないリスクがあることについて令和4年11月17日の課内会議で監督職員から関係職員へ周知した。 ・設計内容に即した見積徴収が実施できるように、関係職員が協議を行い、確認事項を検討、リスト化し、チェックリストを作成した。令和5年3月30日に4月に開催する課内会議に先立ち関係職員へ資料配布並びに口頭で説明を行うとともに、監督職員から関係職員に対し、令和5年4月20日の課内会議で改めて周知した。また、令和5年4月1日から令和5年9月30日まで経過観察として運用し、問題なくチェックリストが利用できるものとして確認した。	措置済	令和5年9月30日
	検出事項	該当件数														
1	設計仕様と異なる見積書が提出され、その見積金額を積算計上していた。	1														
2	本市基準による積算を行わず、見積徴取による金額を積算計上していた。	2														
3	複数者に見積徴取していたが、仕様が異なるもので比較していた。	2														
9（1）	検査業務に対する品質確保の取組について（検査フェーズ） （1）中間技術検査について改善を求めたもの 大阪港湾局では、「港湾局請負工事中間技術検査細則」（以下「細則」という。）において中間技術検査の実施時期を基礎工、地盤改良工、本体工（鋼矢板打設、鋼杭打設）、被覆・根固工（被覆石、被覆ブロック）、上部工（コンクリート打設）の主に土木工種について定めているが、一部の土木工事のみ定めているが、土木以外の工種については定められていなかった。細則に基づく中間技術検査の実施状況を確認したところ、設計図書で定められた実施時期に実施されていないものがあった。 また、機械工事及び電気工事については、予定価格1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事であるが、細則に未規定のため中間技術検査が行われていなかった。 [指摘事項 9（1）] 大阪港湾局は、中間技術検査を適正に実施するために、細則を見直した上で、関係職員に周知を図ること。	・土木工事以外の機械、電気、建築工事について、予定価格1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事も、新たに中間技術検査の対象とするとともに、工種ごとでの検査実施時期についても設定を行う内容を記載し、令和5年4月1日に「港湾局請負工事中間技術検査細則」を改訂した。 ・また、令和5年4月27日に、適切な中間技術検査を実施するため、改訂した「港湾局請負工事中間技術検査細則」の内容について、改訂した内容を中心に、設計、監督段階での注意点等について研修により周知した。今後も2年に1回程度の研修を実施していく。	措置済	令和5年4月27日												

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
9 (2)	検査業務に対する品質確保の取組について（検査フェーズ） （２）請負工事成績評定の適正な運用について改善を求めたもの 労務災害が発生した工事において、工事評定の採点表を確認すると、補助技術評価職員による評価のうち、「安全対策」や「配置技術者」が平均、もしくはそれ以上の評価がされており、減点はされていなかった。 [指摘事項 9 (2)] 大阪港湾局（監督、検査担当）は、的確かつ公正な成績評定を実施するために、請負工事成績評定要領に規定される目的を明確にした上で、項目・細別ごとの採点方法を関係職員に周知徹底を図ること。	・令和５年３月16日に、工事完了検査が集中する前段階において、請負工事成績評定要領が、「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資すること」を目的として規定されていること、及び要領において規定する採点方法について、関係職員あてメールにより説明資料を配布するとともに、改めて本要領の重要性を周知した。 また、令和５年４月27日に監査で指摘のあった工事事故に伴う具体的な項目別評定方法を例に挙げ、一斉研修を行った。今後も1回/年の研修を実施していく。	措置済	令和５年４月27日